

事務連絡
令和7年5月2日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

消費者庁食品衛生基準審査課

「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」に係る項目解説及び自己点検表について（周知）

食品衛生行政の推進については、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

錠剤、カプセル剤等の形状の食品の安全性確保については、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について」（令和6年3月11日付け厚生食基発 0311 第2号厚生労働省健康・生活衛生局食品衛生基準課長通知。令和6年12月27日一部改正。）を示し、事業者等による自主的な取組みを進めることを推奨してきたところです。

今般、上記通知によりお示しした「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」の実効性をより高めるため、別添のとおり、項目解説及び自己点検表を作成しましたので、貴管内事業者等に活用いただけるよう周知指導方よろしく申し上げます。併せて、消費者庁ホームページにも掲載しておりますので参考までにお伝えします。

消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/health_food